

目 次

まえがき

初出一覧

序 章 I

第1章 専門職業の概念 5

1 専門職業の発生 5

2 専門職業の要件 6

(1)一般原理 7

(2)免許資格制度 7

(3)団体の結成と自律性の確保 8

(4)営利性の排除 9

(5)独立性 10

第2章 税理士法の変遷と概観 13

1 創設期 13

2 税理士法第1次及び第2次改正 16

3 税理士法第3次及び第4次改正 17

4 税理士法第5次改正 19

5 税理士法第6次改正 21

第3章 税理士法1条—税理士の使命 25

1 法1条の変遷 25

2 税理士の「独立性」概念 28

3 税理士の「独立性」に係る税理士法上の諸規定 33

(1) クライアントからの税務判断に係る「独立性」 34

(2) 税務官署からの「独立性」	41
4 法1条に係る判決事例	45
(1)「税理士に対する所得の秘匿」(「重加算税賦課決定処分取消請求上告事件」)	46
(2)「税理士法51条による通知の必要性」(「損害賠償請求控訴事件」)	50
5 「独立性」の再確認	55
第4章 税理士資格及び試験免除—税理士法3条、7条、8条 57	
1 税理士業務の独自性	58
(1) 税理士の業務	58
(2) 業務契約の態様と性質	61
2 複数資格者が競合した事例	64
(1) 公認会計士(監査法人)と税理士の事例	64
(2) 弁護士と税理士の事例	70
3 税理士資格付与の問題	72
(1) 税理士法3条の歴史的経緯	73
(2) 税理士法3条(同条1項3号及び4号)の問題	77
(3) 税務職員に対する税理士資格付与の歴史的経緯	84
(4) 法7条、8条(税理士試験免除規定)	90
4 再確認	94
第5章 税理士(税理士会等)の自律性—税理士法46条等 97	
1 税理士懲戒等の前提となる税理士登録等	98
(1) 税理士登録	98
(2) 登録拒否事由	99
(3) 税理士登録の抹消	103
2 税理士に対する監督権	105
(1) 監督事務の法的根拠	105
(2) 法55条に基づく調査	106
3 税理士に対する懲戒処分	107
4 職能団体の自律性	109

5 税理士会及び日税連の自律性向上	113
(1) 資格審査会(税理士法49条の16)の活用	113
(2) 税理士会及び日税連への「自主規制制度」導入	117
6 再確認	127
第6章 ドイツ税理士法における自由専門職性	129
— <i>Taupitz</i> の自由専門職業論と <i>Kuhls</i> 他の税理士法 コメントールを踏まえて	
1 <i>Taupitz</i> の自由専門職業論	130
(1) 自由専門職	130
(2) 自由専門職のメルクマール	131
(3) 税理士に関連する自由専門職のメルクマール	132
2 ドイツの税理士制度の沿革	136
(1) ドイツの税理士の現況	136
(2) 1945年までの活動(専門職の創設)	138
(3) 1945年以降の活動(職業法の統一)	140
(4) ドイツ税理士法の近年改正	142
3 ドイツ税理士法における自由専門職業性	144
(1) 活動は、自己決定に基づき、物的・人的な指示から自由に、自己 責任において遂行される	144
(2) 自由専門職の実践には、一定の要件を満たす職業教育や創造的な 能力が必要である	150
(3) 自由専門職業家とクライアントの間には特別な信頼関係がある	152
(4) 自由専門職業家は、職業上の行動基準の標準化と解釈、及び違反 の処罰について、社会によって自治を付与されている	154
4 各メルクマールと日本の税理士法	158
第7章 ドイツ税理士試験における試験免除規定	165
— <i>Kuhls</i> 他の税理士法コメントールを踏まえて	
1 ドイツにおける税理士資格	167
2 ドイツ税理士試験	169
(1) 人的要件	169

(2) 税理士試験	170
(3) 再受験	173
(4) 特別な場合の試験	173
3 ドイツの税理士試験免除	174
(1) 試験免除の前提条件	175
(2) 大学教授 (Hochschulprofessor)	175
(3) 財政裁判所裁判官	176
(4) 元上級官吏と元上級職員	176
(5) 元準上級官吏及び元準上級職員	177
(6) 拘束力のある回答	178
4 税理士試験免除に係る判例	179
(1) 「試験免除に係る基本的考え方」(連邦憲法裁判所1980年11月18日 決定)	179
(2) 「大学教授に係る試験免除」(連邦財政裁判所1986年11月4日判 決)	185
(3) 「公務員の税理士試験免除要件」(Schleswig-Holsteinisches財政裁判所 2005年2月23日判決)	190
(4) 上記裁判における注目すべき判示	196
5 ドイツ税理士試験制度と日本の税理士法	198
第8章 ドイツ税理士法における監督と懲戒	203
—Kuhls他の税理士法コメントを踏まえて	
1 税理士会に係る規定	203
(1) 税理士会	203
(2) 税理士会の任務	204
2 税理士会の責問権 (Rügerecht)	208
(1) 理事会の責問権	208
(2) 責問権	209
(3) 監督手続の開始と実施	211
(4) 手続上の障害・他の手続との関係	213
3 国家の監督	217
(1) 国家の監督	217

(2) 国家監督の範囲	217
(3) 国家監督措置	218
4 職業裁判権 (Berufsgerichtsbarkeit)	219
(1) 職務違反に対する職業裁判所 (Berufsgericht) による処分	219
(2) 概 要	220
(3) 職業裁判手続の任務と重要性	221
5 事例研究	224
(1) 税理士会の監督権事件 [事例(1)]	224
(2) 税理士会会費未納事件 [事例(2)]	227
(3) 税理士納税申告書不提出事件 [事例(3)]	230
(4) 判決要旨の再確認	234
6 日本の税理士法における「監督」と「懲戒」	236
終 章 税理士の「独立性」と「自律」に向けて	241
1 日本とドイツの税理士法再確認	241
2 日本の隣接士業の懲戒処分	246
3 会則による「自主規制制度」の効果	247